

## 【利用希望調査票記入に際しての注意】（かほく市総合体育館）

○今調査では、令和6年度分（令和6年4月～令和7年3月）の利用希望調査を行います。必ず年間の利用希望を出してください。

○資料1、資料2をご確認して頂いたうえで「かほく市総合体育館」をご利用いただくうえでの留意事項となります。

**※休館日、開館時間外の利用は原則できません。【資料2】：再掲**

※特段の理由により休館日または開館時間外の利用をする際には、減免団体であっても利用料が発生する場合があります。

※かほく市及び施設管理者の事由によらないキャンセルについては、キャンセル料金が発生する場合があります。

○かほく市総合体育館は、市の他のスポーツ施設と異なり、原則有料の利用となります。

○アリーナ利用にあつては、土曜日、日曜日の定期利用はできません。その他諸室も大会の規模により利用が制限される場合がありますのでご了承下さい。

○アリーナ利用の希望が重複することが予想されます。次の施設利用の優先順位を参考下さい。また、大会の優先順位を必ず記載下さい。

【参考】施設利用の優先順位

アリーナ

分類・順位	利用目的
グループA	・かほく市又はかほく市教育委員会が主催し、又は共催する事業
グループB	・かほく市スポーツ協会、かほく市スポーツ少年団又は市内の総合型地域スポーツクラブ等（以下「かほく市スポーツ団体」という。）が主催し、又は共催する事業 ・かほく市スポーツ団体の加盟競技団体が主催し、又は共催する事業
グループC	・石川県スポーツ協会、石川県スポーツ少年団、石川県中学校体育連盟又は石川県高等学校体育連盟等（以下「以下「石川県スポーツ団体」という。）が主催し、又は共催する事業 ・石川県スポーツ団体の加盟競技団体が主催し、又は共催する事業
グループD	・上記以外の団体が利用する事業

○上記について重複した場合は、大会開催優先順位が優先され、当該順位も同位の場合は、抽選にて決定させていただきますのでご了承下さい。

○7月～9月は夏季料金、12月～2月は冬季料金として空調利用料金が加算されます。

（スポーツ協会、スポーツ少年団の加盟団体が利用される場合は、空調料金はかかりますのでご注意ください。）

○市の団体による利用は、原則利用料金免除（空調料金は別）となりますが、県の加盟団体が利用する場合は、利用料金は、50%減免となります。大会利用の際は、各団体の関与の状況を明確にして下さい。本申請に虚偽があると認められる場合は、今後利用を承認しない場合がありますのでご注意ください。

## 【参考】利用料金の免除、減免

### 利用料金を免除するもの

- ・石川県スポーツ協会又は河北郡市スポーツ協会が利用するとき。
- ・石川県中学校体育連盟、加賀地区中学校体育連盟又は河北郡市中学校体育連盟が利用するとき。
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、かほく市内の小学校、中学校又は幼稚園が利用するとき。
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設並びにかほく市認定こども園条例（平成16年かほく市条例第111号）第2条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第3項、石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石川県条例第40号）第2条第2号及び児童福祉法第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等を行う施設でかほく市が認可するものが教育・保育活動に利用するとき。
- ・かほく市内の社会教育団体が公益のために利用するとき。
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が利用するとき。
- ・上記に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

### 利用料金を減額するもの（減額割合50%）

- ・石川県スポーツ協会又は河北郡市スポーツ協会の加盟競技団体が大会で利用するとき。
- ・学校教育法第1条に規定する学校で、かほく市外のものが大会で利用するとき。
- ・児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項、石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条第2号及び児童福祉法第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等を行う施設でかほく市以外が認可するものが教育・保育活動に利用するとき。
- ・上記に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

※・本表の「利用するとき」とは、事業を主催し、主管し又は共催することをいいます。（後援は含みません。）

・かほく市内の社会教育団体とは、スポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会、町会区長会連合会、地区公民館、女性会、各種女性団体連絡協議会、子ども会、健康クラブ及び老人クラブ連合会をいいます。

・空調利用料については、その都度協議となります。